

新城市農業委員会委員募集要項

1. 募集人数

12名

2. 任期

令和8年10月30日から令和11年10月29日まで（3年間）

3. 身分

新城市の特別職の非常勤職員

4. 活動内容

(1) 農地の転用等案件に関すること

現地調査、事前審査会、総会での審議など

※現地調査及び事前審査会は毎月中旬、総会は毎月下旬に開催します。

（担当区域において転用等案件が無い月の場合、現地調査や事前審査会への出席が必要ない場合があります）

(2) 農地・農業経営等に関わる証明

(3) 農地等の利用の最適化の推進に関すること

ア. 担い手への農地利用の集積・集約

イ. 耕作放棄地の発生防止・解消

ウ. 新規参入の促進

エ. 地域計画の更新

5. 委員報酬

役職等	報酬（月額）
農業委員長	27,000円
農業委員長職務代理者	26,000円
部会長	26,000円
委員	25,000円

6. 推薦・応募資格

農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者で、次の各号のいずれにも該当する者。

(1) 市長が定める基準日において成人であること。（※）

※市長が定める基準日…令和8年10月30日時点

(2) 法第8条第4項各号に掲げる者のいずれにも該当しないこと。(※)

※①破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

②禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

(3) 法令等の規定により農業委員と兼職を禁止されている職にある者でないこと。(※)

※常勤の公務員や、自治体の執行機関の委員となっている者など。詳しくはお問い合わせください。

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団若しくは暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者でないこと。

7. 推薦及び応募に係る手続き等

既定の様式に必要な事項を記入のうえ、郵送又は持参により、12に記載の問合せ先までご提出ください。

なお、推薦及び応募に係る書類は返却しませんのでご了承ください。

(1) 推薦及び応募様式

個人が推薦する場合	様式1（その1）
法人又は団体が推薦する場合	様式1（その2）
応募する場合	様式2

(2) 様式の入手方法

12に記載の問合せ先に備えるほか、市ホームページからもダウンロードすることができます。

8. 受付期間

令和8年6月1日（月）から令和8年6月30日（火）【必着】

※持参される場合は、市役所開庁日の午前8時30分から午後5時15分までに提出してください。

※書類の提出期間は延長する場合があります。この場合、受付期間最終日以降に新城市のホームページ等により公表します。

9. 選定方法

新城市農業委員会の委員の候補者の評価委員会を開催し、提出された書類をもとに選定します（必要に応じて面接等を行なう場合があります）。

結果の通知については、令和8年9月下旬に応募者全員に書面にて行います。

10. 推薦・募集に応じた者の公表等

受付期間の中間及び期間終了後に、新城市のホームページ等で、提出のあった推薦及び応募に係る書類をもとに氏名、職業、年齢等を公表します。

1 1. その他

農業委員及び農地利用最適化推進委員の両方に推薦又は応募することができます(各々申込み手続きが必要)。ただし、両委員の兼務はできません。

1 2. 問合せ先

窓口	所在地	電話番号
新城市産業振興部 農業課	〒441 - 1392 新城市字東入船 115	0536-23-7632

※新城市農業委員会担当部局

1 3. 提出先

窓口	所在地	電話番号
産業振興部 農業課	〒441 - 1392 新城市字東入船 115	0536-23-7632
農業課分室 (鳳来総合支所内)	〒441 - 1692 新城市長篠字仲野 16-11	0536-22-9934
農業課分室 (作手総合支所内)	〒441 - 1492 新城市作手高里字縄手上 60	0536-25-7877

※市ホームページ URL…<http://www.city.shinshiro.lg.jp/>